

# 国民健康保険に加入のみなさまへ

## 令和5年度 国民健康保険料率のお知らせ

国民健康保険は加入者の皆さまで保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

令和5年度の国民健康保険料率は、北海道から示される国保事業費納付金などを基に、世帯単位で2%以内の保険料率の引き上げが必要となりました。

今後の安定的な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

### 【保険料率】

区 分		令和4年度 (改定前)	令和5年度 (改定後)	差 引
《医療給付費分》 (加入者の医療費に充てる分) 【全加入者が対象】	所得割	8.26%	8.42%	+ 0.16%
	均等割 (一人につき)	21,800 円	22,200 円	+ 400 円
	平等割 (一世帯につき)	23,400 円	23,900 円	+ 500 円
《後期高齢者支援金等分》 (後期高齢者医療への支援分) 【全加入者が対象】	所得割	2.87%	2.93%	+ 0.06%
	均等割 (一人につき)	7,400 円	7,500 円	+ 100 円
	平等割 (一世帯につき)	8,000 円	8,100 円	+ 100 円
《介護納付金分》 (介護保険制度への負担分) 【40歳～64歳が対象】	所得割	2.10%	2.14%	+ 0.04%
	均等割 (一人につき)	8,300 円	8,400 円	+ 100 円
	平等割 (一世帯につき)	5,900 円	6,000 円	+ 100 円

令和4年度より、就学前の子どもの均等割額は半額で算定します。

年間の賦課限度額は、

《医療給付費分》 650,000 円 (据置き)

《後期高齢者支援金等分》 200,000 円 (改定前) 220,000 円 (改定後)

《介護納付金分》 170,000 円 (据置き) に改定しております。

## 《納入通知書は6月中旬発送です》

このページに掲載されている情報の担当部署・お問い合わせ先

市民環境部国保医療課国保料係 直通電話 24 - 0279  
FAX番号 23 - 6700